

法史学（第二版）——体系的要綱——(5)

ゲルハルト・ケエブラー著
ドイツ法史研究会訳

第二部 フランクロドイツ王国

ゲルマン時代に比べて増加した。その数は、中世初期のドイツ語使用地域についてみれば、約三百万ないし四百万人ぐらいであったと考えられる。なお、考古学の知見に従えば、一人の女性から平均四・二人が出生したと推定される。

I 政治状況

第四章 中世初期

A 基礎的事象

人口は、定住生活が進展し、生計が改善されたことにより、

法史学（第二版）(5)（ゲルハルト・ケエブラー）

多数の個別ゲルマン部族の中から紀元三世紀になると、フランク人の存在が確認されるようになる。かれらは、五世紀にライン川下流域からガリアに侵入した。国王クロトヴィヒの治下（四八一—五一二）、かれらは、北ガリアにおけるロ

ローマ総督を打破り(四八六)、アレマン人を(四九六)、西ゴート人を(五〇七)征服した。その後テューリッゲン人を(五三二)、ブルグント人を(五三三/四)、そして六世紀に現われたバイエルン人を(五五〇頃)服属せしめた。

さまざまな面でローマの支配者を継承したフランク人のメロヴィング王家は、幾多の兄弟戦争と、味方の有力者に対してなした数多くの譲与とによって衰えていった。かかる事態を利用したのは、はじめフランク人の支配領域の東部(アウストラージエン)を治めていた宮宰 (maior domus, アルヌルフ・インガ家、ピピン一門であった。かれらは、七三二年に、その間にイスラム教徒になっていたアラビア人の南フランク王国への侵入に対し、指揮をとってこれを撃退した一方、教皇との了解の下にメロヴィング王家を廃した(七五二)。フランク人のカロリング王家は、八〇〇年クリスマスに教皇レオ三世によりローマ皇帝 (imperator Romanorum) に戴冠されたカール大帝(七四二—八一四)の下で、ランゴバルト人の領土を(七七三/四)、バイエルン人の領土を(七八八)、ザクセン人の領土を(七七一—八〇四)フランク王国に併合した。かれの後継者たちの下で帝国はたびたび分割され、八八七年には最終的な分割がなされた。これと同時に、外国の諸民族(ハンガリー人、ノルマン人)の侵攻と国内における地方権力の伸長

は、カロリング王家の支配を危うくした。九一一年、東帝国のカロリング王家は断絶した。

遅くともフランク人のコンラート一世の選挙(九一二)およびザクセン人のハインリヒ一世の選挙(九一九)によってフランク王国からドイツ (deutsch, thiodisk 「民衆の」に由来) 王国が成立した。王国は、とりわけオットー一世の下で国内の諸権力を制圧し、またハンガリー人に勝利した(九五五)ことにより急速に地歩を固めた。オットー一世は九六二年、ローマにおいて戴冠せられ、またかれの息子オットー二世は、ビザンツの王女テオファヌとの結婚により東ローマとの関係を回復した。

ザクセン人支配者を継いだフランク人のザリエル王家は、さらにブルグントの併合に成功した(一〇三三)。しかしハインリヒ四世がまだ若年のうちに長期にわたる内戦が、のみならず教会との紛争が勃発した。教会は、その間に生まれた諸々の改革構想(その拠点はクリュニー修道院(仏)、ゴルツェ修道院(独))に従い、教皇グレゴリウス七世の下で世俗権力の教会権力への従属と、俗権の干渉、とりわけ俗人による教会官職の任命からの教会の自由 (libertas ecclesia) とを主張した(叙任権闘争、一〇七七年カノッサ詣)。これとほぼ同じ時期に、ドイツ王国 (regnum Teutonicum) という言葉が意識的に口

にされるようになった。

II 経済

1 民族移動の過程でゲルマン諸部族、とりわけフランク人は開拓された広大な土地を獲得した。ローマ人地主は自分の土地から完全に追われたわけではなかったが、征服者たちが大部分においてその地位を襲った。この獲得物は、まず国王が手にし、ついで豪族やキリスト教会の利益に供せられた。土地はまた、ほとんどもっぱら農業のために利用された。

一定の変化は、恐らくすでにゲルマン人の下で散発的ながら存在していた**荘園制**が、土地の増加と、ゲルマン諸部族がローマの模範を直接見聞したことによって広く普及したという点に現われた。

荘園には領主館 (Herrenhof, Sathof, curtis, salica) とそれをとりまく豊かな土地があり、領主自身か、あるいはかれの管理人 (莊司 Meier, ラテン語の *maior* 「大人」) が不自由人を用いてその土地を経営した。平均三―四人が居住する隷属的農園は、一部は領主館の近辺に密集し、また一部はその外辺に散在しており、そこから貢租や夫役が納められねばならなかった。荘園のこの一つにまとまった組織は経済的には自給自足 (アウトアルキー *Autarkie*) を、法的に

は公の行政からの分離 (インムニテート *Immunität*) を志向した。農業技術上この組織は、二圃制から、収穫性のより高い、したがってより多くの人口の扶養を保証する三圃農法 (二年間の土地利用、一年間の休閑) への移行をもたらしたと推測される。

荘園制の普及にもかかわらず、実物経済は依然として存続した。ただし貨幣 (デナリウス *denarius* (プフェニヒ) 二〇分の一ソリドゥス *solidus* (シリリング) 二四〇分の一ポンド [約四〇〇グラムの銀]、またこの場合、カロリング時代においては国王のデナリウス銀貨のみが鑄造された) は、計算の単位として一層ひんぱんに用いられるようになりはしていた。家経済の原則もまた、その組織が拡大していったにもかかわらず、さらに維持された。

2 しかし荘園においては分業がかなり進展した。各種の専門的手工業 (鍛冶工、製陶工、大工、織物工) が独立した。これによって工業発展の基礎がすえられた。

3 商業はアラビア人の進出によりオリエントとの結びつきを失ったが、当初まだ、遍歴する外国商人 (シリア人、ユダヤ人、ギリシア人、さらにフリーゼン人) によって行われていた。しかしすでにフランク時代において、常設交易地である市場がますます多く現われた。市場には様々な収益が結びつ

いていたので、国王や領主は市場活動を助成した（市場特許状、商人特許状。国王は九世紀においてその付与を独占権として主張した）。

III 社会

1 社会の内部において**自由人** (*ingenui, liberi*) は法源の名宛人と見なされた。かれらのすべてが、あるいは一部がどの程度まで不自由であったか(国王自由人、大公自由人、貴族自由人)ということは論議されている。いずれにしても、自由人の大多数が不自由であったということは、史料上証明されない。

自由人の下には不自由人(古ドイツ語の *skalk*, ラテン語の *servus*) がいた。かれらの地位は、全部が全部恵まれないものであったとは考えられない。不自由人から解放によって解放自由人(リーテン *Liten, liberi, liti*) が生まれた。

法的にも区別された貴族 (*nobiles*) は、カロリング時代にたつてようやく確認される。貴族は、ほとんどがかなり大きな自己の所領に依拠していた。他方、国王勤務からも貴族が生まれた。

2 法的な意味での都市は、存在しなかった。もつともライン川やドーナウ川河畔の防備されたローマ人集落(例

えば、レーゲンスブルク、アウクスブルク、シュトラープブルク、トゥリア、ケルン)において定住の連続性は断ち切られたわけではなかった。しかし古い市壁内においては、当初は市壁外におけるのと同様に農耕や牧畜が営まれていた。また、ウィーク *wik* (ラテン語の *vicius*) と呼ばれる一定の集落において商人が常に、しかもかれらのみが居住していたというようなことも証明されない。むしろウィークは *dorf* (村) と、ウィークスは *villa* (村) と同義語であった。

3 しかしそれでもやはり、中世初期の間にはやがて様々な変化が生じた。

例えば、最初は恐らく征服戦争以来種々の大所領が形成され、また軍事的対決が絶えなかったが故に、自由人の一部は転落して荘園に隷属したり、あるいは自ら進んでそれに身を投ずるようになった。その結果、自由の呼称 (*liber*) は一層まれになった。同時に、主人に対する勤務は不自由人(ミニステリアール *Ministerialen* (家人)) の貴族への社会的上昇をもたらしした。こうして身分区別の標識としての自由は意味を失った。

またこれとは逆に十一世紀になると社会が全く新たな職能身分に編成される最初の諸傾向が認められるようになる。それらの契機は、ブルク *burg* (城塞) (徐々に商工業に

重心が置かれるようになった防備された集落）への常住や、騎士勤務によって一定の集団が一般民衆から分離していたことにあった。

IV 精神生活

ゲルマン人の新しい諸王国は、ラテン的特色をもつキリスト教会の指導の下に、古代末期の文化遺産をたたき込まれた。カール大帝の治世において最初のルネッサンスともいふべき、いわゆるカロリング朝ルネッサンスが出現した。宮廷には卓越した学識者たち（パウルス・デア・コヌス、アルクイン、アインハルト）⁽²⁾が招かれ、彼らは自由学芸（*artes liberales*）の復興を命ぜられた。その結果、多数の修道院付属学校において、宮廷付属学校を模範としキリスト教上および世俗上の古典の思想的遺産が記録され、伝えられた。この場合さらに、一〇〇〇年頃になると、真の意味での法の教授はまだ行われてはいなかったけれども、自由学芸の範囲内において古代の法理論が継受され、それによって自然法と制定法（*ius naturale, ius civile*）⁽³⁾が識別されるに至った（ノートカー・フォン・ザンクトガレン）。

もっとも読み書きの技能は、すでにほとんど聖職者に限られてしまっていた。かれらは、記述をほとんどもっぱら

法史学（第二版）(5)（ゲルハルト・ケエプラー）

ラテン語で行った。ラテン語の記述物のほかには、古典の著作の古高地ドイツ語訳あるいは古低地ドイツ語訳が若干残されたにすぎない。文筆活動の中心地はザンクトガレン、ライヘナウ、ロルシュ、ムールバハ、フライジング、レーゲンスブルク、ウエルツブルク、ヴァイセンブルク、トゥリア、マインツ、フルダ、エッセン、ヴェルデン、コルヴァイであった。

B 法

I 法一般

1 フランク・ドイツ王国内の法は統一されておらず、空間的な区域ごとに、また人間の集団ごとに異なっていた。法は——イングラントとスカンディナヴィアの場合を除いて——ラテン語でしか伝えられておらず、したがって史料の背後にあって民族語を媒介として繰広げられる現実の過程というのは、ラテン語と古ドイツ語の訳語比較を手がかりとしてはじめて適切に説明されうる。聖職者の手になる伝承が貴族・農民の現実世界を根本的に間違えて映し出しているということは、しばしば主張されてきたが、これまで立証されていない。他面、古代末期の聖書ラテン語と古代末期のキリスト

教の伝統の素養を身につけた、文化の担い手たる聖職者たちが法に影響を与え、その結果、卑俗法の形態においてであれ、ローマ法の最初の継受とでもいふべきことが起った、と推測することできるであらう。

2a 諸々の法源の中で真にそれらの中心をなしていたものは、古代末期の法典編纂 (Codex Gregorianus, Codex Hermogenianus, Codex Theodosianus) と時期的に平行してなされた一般的規範の記録、とりわけ個別部族の法の記録 (lex, 人民法、部族法) であった。これらの部族には、恐らく、主として非制定法が、しかし部分的には制定法も適用されていたであらう。

西ゴート人のもとでは、四七五／六年国王エウリックの治世にコデクス・エウリキアヌス Codex Euricianus (CE, エウリック王法典) が生まれた。

エウリック王法典の前には、恐らくより古い個別的な法律があったであらう。法典は、形式的にも内容的にもローマ法の影響を受けている。法典は、パリムプセット前の文字を掻き消してその上に書かれた羊皮紙) の形で断片が保存されている。法典は、西ゴートがスペインに移住した後、レオヴィギルトによって (五六八―八六年)、レクスヴィントによって (六五四年)、そしてエルヴィヒによって (六八

一年) 改訂され増補された (Lex Visigothorum「西哥ート部族法典」)。ブルグント人のもとでは、グンドバート王が五〇〇年にリベル・コンステイトゥティオヌム Liber constitutionum (勅法集) を発布した。これは、現存するレクス・グンドバート Lex Gundobada (グンドバート王法典) の基礎をなすものである (Lex Burgundionum「ブルグント部族法典」)。

東ゴート人のもとでは、エディクトウム・テオデリキ Edictum Theoderici (テオドリック王法典、五〇〇年頃成立) が恐らく、ローマ人のほかにゴート人にも適用されたにちがいない。

フランク人のもとでは、北フランスにおいてサリーフランクという部分部族に関して、六五章から成るきわめて古い法典 (いわゆるバクトゥス・レギス・サリカエ Pactus Legis Salicae「サリカ法協約」) が生まれた。少なくともその中核部分は恐らく五〇七年から五二一年の間に成立したものと考えられる。

法典は多数の民族語を含んでいるが、今日でもなお理解しうる言葉は一部にすぎない (in mallobergo「審議の丘」(法廷)においていうところの) という形で挿入されている、いわゆるマルベルク註釈)。また法典は八〇〇年までたびたび改

訂され、増補された(伝存する最古の写本は七五一—六八年のもの)。

史料実例

第二章 豚盗みについて

- 1 もし誰かが一番囲いもしくは二番囲いの乳飲みの子豚——審議の丘においていうところの「飼育場子豚」*Chranne-chaltio* (A、C版)、『*rhannechala* (Herold版)』「乳飲み子豚」*leschaltio* (A、C版)、『*lerechala* (Herold版)——を一頭盗み、かれのこの行為が証拠立てられたる場合、かれは一「大タース」*tualepti* (A、C版)、『*anelepte* (Herold版)つまり二〇プフェニヒすなわち三シリング(ソリドウス)を支払う責任があるものと判決さるべきである。
- 2 しかるに誰かが三番囲いの乳飲みの子豚——審議の丘においていうところの「飼育場子豚」*Chrannechaltio*——を一頭盗んだ場合には、かれはその豚の価額(*capitale*)と罰金(*dilatura*)のほかに、六〇〇プフェニヒすなわち十五シリングを支払う責任があるものと判決さるべきである。
- 3 もし誰かが錠のかかった檻から子豚を一頭盗んだ場合、かれは一八〇〇プフェニヒすなわち四五シリングを支払う責任があるものと判決さるべきである。

4 もし誰かが母豚がいなくても生きることができる野外の子豚——審議の丘においていうところの「贖罪金」*hymnifith* もしくは「走り回り子豚」*tertega*——を一頭盗み、かれのこの行為が証拠立てられたる場合、かれはその豚の価額と罰金のほかに、四〇プフェニヒすなわち一シリングを支払う責任があるものと判決さるべきである。

5 もし誰かが母豚——審議の丘においていうところの「懷妊豚」*narechaltio*——を一頭打ち流産せしめ、へかれのその行為が証拠立てられたる場合、かれはその豚の価額と罰金のほかに、二八〇プフェニヒすなわち七シリングを支払う責任があるものと判決さるべきである。

6 もし誰かが子持の母豚——審議の丘においていうところの「哺育豚」*fochaltio*——を一頭盗んだ場合、かれは七〇〇プフェニヒすなわち十七シリング二分の一を支払う責任があるものと判決さるべきである。

7 もし誰かが一歳の豚——審議の丘においていうところの「一歳子」*ingimus*、「一歳の」*hararia*——を一頭盗んだ場合、かれはその豚の価額と罰金のほかに、一二〇プフェニヒすなわち三シリングを支払う責任があるものと判決さるべきである。

8 もし誰かが二歳の豚——審議の丘においていうところ

の「群一歳子」ingrimus suaini——を一頭盗んだ場合、かれはその豚の価額と罰金のほかに、¹六〇〇ペフェニトすなわち十五シリングを支払う責任があるものと判決があるべきである。

9 これらの金額は、豚二頭まで同様の判決によつて遵守するべきものと協定された。

10 もし誰かが三頭もしくはそれ以上（六頭まで）の豚を盗んだ場合——審議の丘において、ついでに「一歳子盗む」ingrimus texaga の場合——、かれはそれらの豚の価額と罰金（はなび「¹ヤ〇〇シ」²）tua septun Chunna (Herold 版) であり一四〇〇ペフェニトすなわち三十四シリングを支払う責任があるものと判決があるべきである。

Pactus legis Salicae, hg. v. K.A.Eckhardt, Bd. 2, 1. 1955, Germanenrechte N.F. (ただし論評は MGH, Legum Sec. I Tomi 4 pars 1, 1962 を参照)

II. De furtis porcorum.

§ 1. Si quis porcellum lactantem furaverit de chrane prima aut de mediana et ei fuerit adprobatum,

A.C.:

Herold:

mallobergo chrane-

[mallobergo rhannechala

chalatio leschalti hoc est, lerechala hoc est unum unum tualepiti aheleppte)

sunt CXX denarios qui faciunt solidos III culpabilis indicetur.

§ 2. Si vero in tertia chrane furaverit, mallobergo chranechalatio, DC denarios qui faciunt solidos XV culpabilis indicetur excepto capitale et dilatura.

§ 3. Si quis porcellum de sutem furaverit et clavem habuerit, mille DCCC denarios qui faciunt solidos XLV culpabilis indicetur.

§ 4. Si quis porcellum de campo furaverit qui sine matrem vivere possit, et ei fuerit adprobatum, mallobergo hymnisfith sive tertega hoc est, XL denarios qui faciunt solidum I culpabilis indicetur excepto capitale et dilatura.

§ 5. Si quis scrovam in assum subbaterit <et ei fuerit adprobatum>, mallobergo narechaliti hoc est, CCLXXX denarios qui faciunt solidos VII culpabilis indicetur <excepto capitale et dilatura>

§ 6. Si quis scrovam cum porcellis furaverit, mallobergo focichalte, DCC denarios qui faciunt solidos XVII semis

culpabilis iudicetur.

§ 7. Si quis porcum anniculum furaverit et ei fuerit adprobatum, mallobergo ingimus hataria hoc est, CXX denarios qui faciunt solidos III culpabilis iudicetur excepto capitale et dilatura.

§ 8. Si quis porcum bimum furaverit, mallobergo ingimus suaini, DC denarios qui faciunt solidos XV culpabilis iudicetur excepto capitale et dilatura.

§ 9. Qui numerus usque ad duos porcos <simili condicione> convenit observare.

§ 10. Si quis tres porcos aut amplius furaverit <usque ad sex capita>, mallobergo ingimus texaga [tua septum chuma] sunt, MCCCC denarios qui faciunt solidos XXXV culpabilis iudicetur excepto capitale et dilatura.

アングロ・サクソン人は、ほぼ六〇〇年頃から様々な王の下で法をアングロ・サクソン語で記録した。

リプアリア人(フランク人の部分部族)のもとでは、七世紀以後レクス・リプアリア *Lex Ribuaria* (リプアリア法典) のピピン版(七六三/四年)とカール版の原形が成立したと推測される。

アレマン人は、六〇〇年頃バクトゥス・アラマンノルム *Pactus Alamannorum* (アレマン人協約) を、七二二年から七二五年の間にレクス・アラマンノルム *Lex Alamannorum* (アレマン部族法典) を生みだした。

ランゴバルド人のもとでは、六四三年にエディクトゥス・ロタリ *Edictus Rothari* (ロタリ王法典) が編纂され、このあとに多数の新勅令が続いた。

バイエルン人に関しては、恐らく七四三年頃にレクス・バイフリオルム *Lex Baivariorum* (バイエルン部族法典) が記録された。この法典はコデクス・エウリキアヌスおよびレクス・アラマンノルムとの強い近親性を示している。

最も新しいが、きわめてわずかな分量しか伝えられていない人民法にはザクセン人の法典(レクス・サクソナム *Lex Saxonum*)、テューリンゲン人の法典(レクス・アングリオルム・エト・ウエリノルム・ホック・エスト・トゥリンゴルム *Lex Angliorum et Werinorum hoc est Thuringorum* (アングル人およびヴァルネン人、すなわちテューリンゲン人の法典))、フランク・カマーヴェエ人の法典(エヴァ・カマウォルム *Ewa Chamavorum, ewa lex*)、フリーゼン人の法典(レクス・フリシオナム *Lex Frisionum*)があり、それらの成立は、アーヘンの王(帝)国会議⁽¹⁾(八〇二/三年)におけるカール大帝の

発起に基づくものであった。

さらにまた、宗教会議⁵⁾において間断なく形成され続けた教会法も新たな法令集に記録された(ウェトウス・ガリカ Vetus Gallica 六〇〇年、スペインのヒスパナ Hispana 六三三年、教皇ハドリアンからカール大帝に伝達されたディオニシア・ハドリアナ Dionysia-Hadriana 七七四年、「ベネディクトゥス・レウィタ」 Benedictus Levita 八五〇年、レギノ・フォン・プリュムの宗教会議事項に関する二巻本 libri duo de causis synodaliibus 九〇六年、ヴォルムスの司教アルハルトのデクレトゥム decretum 一〇〇七—一二年、六、七世紀のアイルランドのケルト人の範例に従って作られた贖罪規定書⁶⁾)。因に、教会には「教会はローマ法に従つ」 ecclesia vivit lege Romana という命題が適用された。

b 章勅令 Kapitularien (ほぼ五〇〇年から九〇〇年まで。章 Capita に由来) は人民法を補った。

章勅令を制定したのは支配者であり、かれはしばしば有力者や人民の同意を得て、また、たいいていの場合全王国に適用されるものとしてこれを発布した。章勅令は、きわめて多様な対象を取扱った。

史料事例

すべての自由人は自らが望む所どこへでも物を贈与する権利を有すること。

それ故、誰であれ、自己の魂の救済のためにある聖なる所へ、あるいは自己の血縁者かそれ以外の任意の者に物を譲渡せんと欲し、またその際、当該の物が現存するグラーフシャフト(伯領)に自らがとどまっている場合には、かれは適法なる譲渡をなすべく努力すべきである。しかるに、もし物を譲渡せんと欲する時に、かれがそのグラーフシャフトの外にいるならば、すなわちかれが従軍しているか、宮廷に伺候しているか、もしくは他の所にとどまっているならば、かれはかれの同郷人が、もしくはかれ自身と同じ法に従って生活している別の者の中から適格なる証人をこれに招くべきである。さもなくて、もしかれがかかる証人をもつことができないければ、かれはそれらとは別の者の中から、信頼に価するとみなされる人物を証人として招くべきである。かくしてかれは、これらの証人の面前で自己の物の譲渡を行い、明渡しを保証人を立て譲渡を受ける者に対して明渡しを行うべきである。しかしして譲渡がこのように行われた後には、かれの相続人は当該の物につき返還を請求できないものとする。さらに、かれは自らがこの明渡しを保証し、相続人にこの譲渡を変更するような種を残さず、それを完遂せざるを得ないよう

な条件が撤消されたことはよく知られる。

Capitularia regum Francorum ed. A. Boretius Bd. 1, (1883), 282, 378, E. Steinmeyer, Die kleineren althochdeutschen Sprachdenkmäler, 305.

Ut omnis homo liber potestatem habeat, ubicunque uoluerit, res suas dare.

Sic quis res suas pro salute animae suae uel ad aliquem uenerabilem locum uel propinquo suo uel cuilibet alteri tradere uoluerit et eo tempore intra ipsum comitatum fuerit, in quo res illae positae sunt, legitimam traditionem facere studeat. Quod si eodem tempore, quo illas tradere uult, extra eundem comitatum fuerit, id est siue in exercitu siue in palatio siue in alio quolibet loco, adhibeat sibi uel de suis pagensibus uel de aliis, qui eadem lege uiuant, qua ipse uiuit, testes idoneos; uel si illos habere non potuerit, tunc de aliis, quales ibi meliores inueniri possunt: et coram eis rerum suarum traditionem faciat et fideiussores uestiturae donet, ei, qui illam traditionem accipit, uestituram faciat. Et postquam haec traditio ita facta fuerit, heres illius nullam de praedictis rebus ualeat facere repetitionem. Insuper et ipse per se

fideiussionem faciat eiusdem uestiturae, ne heredi ulla occasio remaneat hanc traditionem immutandi, sed potius necessitas incumbat illam perficiendi.

That ein iouuelhlc man frier geuualt haue, so uuar sose er uuilft, sachun sinu ce geuene.

So uuet se sachun sinu thurruhe salichedi selu sineru athe ce anderru eraftlicheru stat athe gelegenemo sinemo athe se uuomo andremo uersellan uuilft inde ce themo cide imneuenendiun theru seluerru grascceffu uuisit, in theru sachun thie gesat sint, uiizzetathia sala ce gedune geulize. That auo themo seluemo cide, that er thui sellan uuilft, uzzeneuendiun theru grascceffu uuisit, that ist athe in here athe in palice athe in anderru sumneuellicheru stedi, samant neme himo athe uane sinen gelandun athe uane andern, thie theru seluerru uiizzidleuen, theru er seluo leuit, urcundun retliche; auur auo'r thie hauan nimach, thane uane andern, so uueliche that bezzera uundan mugen uuertan: inde uora hin sachunu sineru salunga gedue inde burigun theru geuuerigene, himo, ther thia sala infahit, geuueri gedue. Inde ather thi u sala so

getan uuirthit, geanertuo sin selues neieina uona then
nora gegetaranen sachun mugi geduan iruangida. Thara
uuri inde seluo thuruch sich burigun gedue theru seleru
geueri, nio themo geanertuen thegein ursach beline, thia
sala ce bekerine, sunder mera not analige, thia thuruch
ce gefremine.

C このほか証書 (charta〔行為証書〕⁽⁷⁾、notitia〔証明証書〕⁽⁸⁾、古ゲルマン語の buoh, brief) は法実務を伝える。証書の数はメロヴィンガ時代には七〇〇点で、カロリング時代には約一万点にのぼる。九〇〇年から一一〇〇年の間は、ほとんどもっぱら国王証書だけが残されているにすぎない。

国王証書は私的証書とは違って不可争であった。証書の内容は、たいいてい土地の取引きであった。証書はしばしば体裁上、謄本帳や寄進帳にまとめられたり、あるいは台帳(財産目録)に作り変えられた。

史料実例

神の恩寵によりフランク人とランゴバルト人の王にしてローマ人の守護主たるカール。余は、余が神の愛を求め、また神の僕の利益をはかって聖なる所に譲渡したものは何であ

れ、報酬の増大と余の王国の強化に寄与するものと固く信ずる。それ故、パーグス(郷)グラープフェルトにおいて使徒ペテロとパウロを記念して建設され、また殉教者ボニファティウスの貴き遺体が安置されたる所であり、尊敬すべき修道院長シュトゥルミオが治めているところのフルダ修道院に対して余が贈与をなしたことは、余の臣下のすべてに知られるべきである。すなわち余は、ザールガウのザーレ川河畔にある余の所有地ハンメルブルクをいかなる物をも欠くことなく、その付属地アッシユンバッハ、ディープバッハおよびエルタールを含めて、すなわち余がこの地において明らかに所有していた限りでのすべての物、つまり土地、家屋、建物、農民、僕婢、ブドウ畑、森林、耕地、牧草地、放牧地、川もしくは水道、動産および不動産、これらすべてを永久に所有するべきものとしてこの聖なる所に与えた。それ故余は、余の支配権力に発するこの命令を証書に作成することを命じ、しかしてこの日より修道院長シュトゥルミオおよび将来この聖なる所の長たるべきかれの後継者たちが先に挙げた贈与物をこの教会のために占有、保持、所有し、またかれらがこの聖なる所の発展のためになさんと欲することは何であれ、かれらの自由なる裁量に従って実行されうようにした。しかして裁判権を有するいかなる者も、あるいはいかなる人物も、

いついかなる時であれ、この贈与物につき先に挙げた修道院長シウトウルミオとかれの管理人やかれの後継者を不遜にも煩わしたり、かれらに對し訴訟沙汰を起してはならない。そうでなくして、かれらはこれを余の命令に基づき適法にしっかりと所有することができるものとさるべきである。それは、この修道院の僧たちがそのことによつてより良き意欲をもつて余と余の王国の安定のために、さらに余の妻と子供のために神の仁愛を祈願せんがためである。また余は、この国王証書がより確かなものとなるように、自署をもつてこれを確証することを決心し、余の指輪によつてこれに刻印することを命じた。

最も光榮ある王カールの自署。

ウィークバルトがラードーに代つて書いた（王の命により私ウィークバルトが認めた）。

七十七年一月七日交付。ヘルスタルの宮廷にて公に行われた。神の御名において。

Die Urkunder Pippins, Karlmanns und Karls des Grossen, bearb. v.E.Mühlbacher, 1906, S. 162.

(C) Carolus gratia dei rex Francorum et Langobardorum ae patricius Romanorum. Quicquid enim ob amore domini et oportunitate servorum dei locis venerabilibus

concedimus, hoc nobis ad mercedis augmentum vel stabilitatem regni nostri pertinere confidimus. Quapropter compertum sit omnium fidelium nostrorum magnitudini, qualiter donamus ad monasterium Fulta, quod est in honore beatorum apostolorum Petri et Pauli in pago Graffelt constructum, ubi preciosum corpus Bonetiaci martyris requiescit, quam vir venerabilis Sturmio abba in regimine habere videtur, id sunt res proprietatis nostrae Hamalum[burg] situm in pago Salegavio super fluvio Sala cum omne integritate vel adiecenciis seu appendiciis suis Achynebach, Thyupfach, Hartal, boc est quantumcumque in superius nominata loca habere videmini, id est tam terris domibus aedificiis acolabus mancipiis vineis silvis campis pratis pascuis aquis aquarumve decursibus mobilibus et immobilibus, omnia et ex omnibus, ad pretatum sanctum locum tradidimus perpetuiter ad possidendum. Propterea hanc preceptionem auctoritatis nostrae conscribere iussimus, ut ab hac die tam memoratus Sturmio abba quamque sui successoris, qui fuerint rectoris eiusdem sancti loci, predictis rebus ad opus iam dicte ecclesiae

habeant, teneant adque possedcant et quicquid exinde ad profectum ipsius sancti loci facere elegerint, liberum perfruantur arbitrium; et nullus quislibet de iudiciaria potestate aut qualibet persona predicto Sturioni abbati neque actoribus aut successoribusque suis de memoratis rebus inquietare vel calumniam generare quoque temporale non presumat, sed per nostrum preceptum iure hoc valeant possedere firmissimum, quatenus melius delectet ipsa congregatione pro nobis vel stabilitate regni nostri etiam uxore et prolis domini misericordiam iugiter exorare. Et ut haec auctoritas firmior sit, manos nostre signaculis subter eam decrevimus roborare et de anolo nostro iussinus sigillare.

Signum (MF.) Caroli gloriosissimi regis.

(C.) Uuibaldus advicem Radoni (SR. NT.: domno rege ordinante Uuibaldus recognovi). (SL.1.)

Data septimo idus ianurias anno nono et tertio regni nostri; actum Haristalio palatio publicae; in dei nomine feliciter.

史料美例

司教アブラハムとヴォルフゴッツとの間の交換

すべての誠実なるキリスト教徒に知られるべし。尊敬すべき司教アブラハムとかれの教会に隷属する一人の農奴との間である交換をなすことが決まり、かつまた実際かれらが行ったように、それが成就した。すなわちヴォルフゴッツという名のその農奴は、かれがヴィムパーシントと呼ばれる地において所有していた自有地、すなわち屋敷およびその土地に正當に所属するすべての物を含む十二ヨツホの耕地を、それが永久に聖マリア教会のものであるように、かの司教およびそのフォークト〔守護〕たるオーダルシャルクの手引き渡した。これに対し司教は、今その名を挙げたかれのフォークトの助けを借りて、またかれのすべての忠良なる臣下の助言を得て、この農奴に対し見返りに、ヴァーダースドルフと呼ばれる地にある同等の大きな土地を自有地として譲渡した。証人：ジーギポルト、オーゴ、オーダルシャルク、アンツォ、イーザングリム、その他。

Die Traditionen des Hochstifts Freising, hg. v. Th. Bitterauf, Bd. 2, 1909, S. 185 (Nr. 1300, 981-984)

Communitatio Abrahe Episcopi et Vuolfkozi.

Notum sit omnibus Christi fidelibus, qualiter placuit atque convenit inter venerabilem Abraham episcopum

et quendam ecclesie sue proprium servum quoddam concambium facere sicut et fecerunt. Tradidit namque idem servus Wolfoz dictus talem proprietatem qualem habuit in loco Wintpozinga dicto, id est iugera XII ac dimidium cum curtifero omnibusque rebus ad eundem locum iure pertinentibus in manus predicti episcopi et advocati sui Odalscalchi ad ecclesiam sancte Marie perpetim existendum. Econtra episcopus cum manu advocati sui iam nominati et cum consilio omnium fidelium sui eidem servo equalem mensuram in loco Walungesdorf vocitato in proprium retradidit. Testes: Sigipolt. Ogo. Odalscalh. Anzo. Isangrim et alii.

様々な証書の手本を収めているのは、六―九世紀の多数の法律文例集である。

d 少なくともカロリング時代になると、国制に関する二―三の論考が生まれた。興味のある様々な知識を提供してくれるのは、ノトカー・フォン・ザンクトガレンによる古代修辞学の編集である。

このほか東ローマ帝国においては、ユスティニアヌス大帝が法典の注解を禁止したにもかかわらず、法学の著作物

が作成された（学説纂纂もしくは学説纂纂解義とでもいうべきものための匿名著者の手になる排列註解―七世紀初頭、いわゆるエクロガ法典―八世紀末、レオ六世のバシリカ法典―九世紀末、なおこれは十三世紀まで改訂された）。かつての西ローマ帝国領内においてはユスティニアヌス帝の勅法、法学提要、新勅法は引き続き知られており、九世紀になると（トリノの）法学提要注解と（ペルージャの）勅法要約が現われた。南フランスにおいては、古代末期のレクス・ロマーナ・ヴィシゴトルム *Lex Romana Visigothorum* がレックス・ヴィント王によって廃棄された（六五四年）にもかかわらず、十二世紀まで生き続け、様々な抄録に作り変えられた。

e 〔法生活に関し〕このほかに知識を伝えてくれるものは、一般的文献（史書、編年記、聖人伝、わずかばかりの古ドイツ語の言語遺産（古ザクセン語によるヘーリアント⁹⁾）、および法史学のその他の史料（例えば、約五万にのぼるメロヴィック時代の墳墓）である。

3 支配的見解が法のゲルマンの観念と名づける諸々の理念は、今日大量の史料をもつてしても証明されない。史料の中でレクス *lex* とユース *ius* は一つの客観的秩序（*eww. wizzard*）を示す用語であるが、この秩序はたえず変更された。ただ教会の法伝承の中にのみ次のような法観念、すなわち、

はじめから不変であり続ける古き良き法というものが本源にあって、次の段階になるとそれは人間により歪曲され、改悪されるのであるが、そのつど支配者は自らが立合つて、それを人間による歪曲から解放し、そうすることによって正さなければならぬ、という法觀念が見出されるにすぎない。それは、事柄に即して見てもせいぜい、樂園、墜落、救済という教会の教義上の三幅対に対応するにすぎない。

II 公法領域

1 国制

フランクの支配者たちの軍事的・政治的成功によつて国王の地位は強化された。教会はビビンの塗油⁽¹⁰⁾(七五一年)によつて王権にキリスト教的・神聖的性格を付与した。ついにカールは、アウグステイヌスの神国論に従つて自らを神によつて授与される官職の担い手と見なすにいたつた(七六八年、聖書の範例にのっとり「神の恩寵により」*dei gratia*即位。この言い回しは当初、宗教的にのみ理解されるべきものであつた)。この官職は教会・教会は八六七年ないし一〇五八年に分裂するに至るのだが――の保護と指導をカールに義務づけるものであつた。国王は理論的には人民によつて、現実には指導的な俗界貴族たち(部族の指導者)と、十世紀以降加わるマインツ、ト

ウリア、ケルンの大司教とから成る人々(*principes, proceres, "有力者"*)によつて選ばれた。しかし実際には自己の王朝の前任者を世襲的に継承した。選挙ののち国王は楯に、のちには玉座に推戴され、また七五一年以降は塗油によつて聖別され、さらに九世紀以降になるとおごそかに戴冠された。これらの儀式の終了ののち国王の国内巡回が行われた。国王の最も重要な権力は罰令権(*Bann*)、すなわち重大な法的効果(六〇シリングの支払い)の威嚇のもとに命令や禁令を言い渡すことができるということであつた。国王は財政的に重要な権利(幣造権、関税徴収権)の保有者であり、軍隊の統率者であり、最高の裁判官であり、かつまた司教職や修道院長職を授与する教会の支配者であつたが、あるいは徐々にそのようなものになつていった。国王のまわりは、特別な国王の平和につつまれていた。国王は皇帝として諸国王に対する一種の宗主となつたにすぎず、帝位に付属する実体的な権利を獲得することにはなかつた。

王国の聖俗の有力者は、国王が許した限りでその傍の位置に控えた。かれらのうちの若干の者(大公)は一時広範な自立化を達成した。かれらは、とりわけ(一部は国王から獲得した)大土地所有を、さらにまた国王勤務において得られた權威と権力を拠り所としていた。

かつての民会は、王国の領土が著しく拡大された結果だからしても衰えていき、その権限を国王や有力者に譲り渡した。民会の最後の残滓は、毎年開催される軍会（本来は三月軍会〔*Marfeld*〕、八世紀半ばは軍隊が歩兵軍から騎兵軍に編成替えされたのちは五月軍会〔*Maifeld*〕）がルードヴィヒ敬虔帝の治世に廃止されたことに伴い消滅した。すでにカール大帝の治下において人民は、ずうっと以前に行われていた一般的臣民宣誓の慣行が再び採用された結果、一般的臣民団体となった。

2 行政

国王は、王宮（ラテン語の *palatium* 「宮殿」）から王宮へと巡回すること（*itinerare* 「旅すること」）、国王の旅程を意味する、近世に作られたラテン語によって王国を統治した。国王には宮廷が随行したが、その組織は恐らく古代末期の模範に合致したものであり、ゼーネシャルもしくはトゥルツフェス（*senescalcus, dapifer*、宮廷の監督を担当）、マルシャル（*mares-calus*、馬の飼育を担当）、シエンク（*plincerna*、飲食物を担当）、ケメラ（*camerarius*、国王の収益の管理を担当）、および国王証書の作成を担当する、ほとんどもっぱら聖職者の書記によって占められていた書記局（「カンツライ」）（*cancelli*、ローマの法廷の柵囲いに由来）から成っていた。

国王は、宮廷の維持に必要な物資を、とりわけ王領地（国王の荘園）と教会所領から、また人民や有力者からの毎年の貢納物、および罰金違反金、平和金、関税、貨幣貢租から調達した。一般租税は徴収されなかった。軍隊は自弁であった。すでに古代末期以来、人は土地の收穫の十分の一を、教会に対し十分の一税として納めなければならなかった。一般的な帝国行政は、カロリング時代以来グラーフ（伯）*Graf*（*comes comes*）によって行われた。

グラーフの前身は、不明瞭ながら古代末期の *comes* と関係があつて、とくに平和の維持という国王の任務を遂行したとされるメロヴィング期の *comes* と、同じくメロヴィング期のグラーフイオ *grafio*（*ラート語* の *gagretis* 「命令」）に対応であつた。グラーフイオは、サリカ法協約によれば判決を強制執行する権限を有した。メロヴィング期の *comes* とグラーフイオの両者は、恐らく在地の軍事指揮官でもあつたであろう。このことは、八世紀の半ば頃、両者が一つに融合したということから説明される。

その融合のちグラーフは、王国における国王の権力を體現した。グラーフは、区画された一定領域内において王領地の維持、関税の徴収、軍隊の召集、剝奪宣告を受けた財産の接収、平和と法の維持を司った。グラーフは、とりわけ自由

と土地についての裁判官であつたが、カロリング朝後の時代において王領地が減少していくにつれて、その活動の重心はこの分野に移つていった。特定の領域が法的にあるいは事実上、国王権力の及ぶ境界からの離脱に成功したので、隙間なく全国土を覆うグラーフシャフト〔伯領〕の網状組織のようなものではなかつた。

いくつがあつた国境防衛地区のグラーフはマルクグラーフ Markgraf〔辺境伯〕であつた。グラーフのほかには下級の官職保有者がどれほど存在したかは、わからない。とくに名を挙げられるのは、ヴィカリウス vicarius とケンテナリウス centenarius (huno,skultheizo) である。たぶん、地域的にも時代的にも違いがあつたであらう。国王巡察使 (missi dominici) は特別な制度であつた。かれらは、とりわけカロリング朝のもとで、様々な不法を除去するために特定の区域を巡回すべきものとされた。

九世紀以降、行政の一つの基本原理を形作つたのはレーエン制 Lehenwesen〔知行制〕であつた。

レーエン制の根源は、人法上の家士制 (Vasallität) と物権法上の恩給制 (Benefizium) であつた。家士制 (Vasallität) (タルト語の gewas「奴僕」に由来) においては、託身 (コンメンダツィオ Komendatio) のち主人は、家士

の服従と(軍事的)奉仕を代償に、その保護と扶養を引き受けた。恩給制においては、勢威ある者が奉仕と支持を代償に他の者に対し土地(あるいはその他の物)を与え、用益に付した。土地がもつぱら家士に与えられ、また家士が何よりもまず土地を得たことにより物権法上の恩給制と人法上の家士制とが融合し、レーエン〔知行、封〕(beneficium) 恩恵〔九世紀末以降の feudum, fehu「家畜」に関連〕が生れた。レーエン関係は基本的には高度に個人的な関係であつたが、しかしレーエンが世襲化される方向へと向つていった(八七七年キェルジー勅令の授封強制、一〇三七年コンラート二世の法令におけるレーエンの世襲規定)。このことによつてレーエン関係は、封主にとつて徐々に価値を失つた。単一のレーエン関係は、再授封が可能であつたことにより拡大され、こうしてしだいに、国王から下に向つて広がるレーエンのピラミッドが形成されていった。また九世紀以降グラーフの職務が、さらに後になるとその他のすべての官職がレーエンとして与えられた。徐々に全行政はレーエンの原理によつて満たされるようになった。

国王から派生する一般的権力はインムニテート Immunität (不輸不入) によつて制限された。

インムニテートは古代にあっては、教会の、また恐らく

は皇帝領の公課からの免除をその本質としていた。六／七世紀になるとインムニテートは拡大され、その結果地方の権力所有者は(国王の特権によって)インムニテート領域から閉め出された(訊問の遂行や貢租の徴収、人質の連行が、ついに職権による立ち入りそのものが排除された)。地方の権力者の任務は、インムニテート権者たる聖俗の有力者によって握られた。しかし後にオットー一世は、インムニテートを付与された教会への第三者の干渉を排除するこの方法を利用し、ますます封鎖的になりつつあったインムニテート領域に対する直接的支配をインムニテート権者の任命によって自己の手に獲得せんとした。はたせるかな教会支配のこの形態もまた、その後十一世紀の教会改革運動によって攻撃され、そして個々のインムニテートに立脚した帝国教会をさらに一層拡大することは阻止されてしまった。

3 訴訟手続

サリカ法協約によれば諸々の争いは、正規の裁判期日(↓echtes Ding(定期裁判集会))と臨時の裁判期日(↓gebotes Ding(臨時裁判集会))に審議の丘において(in malbergero)トゥンギヌス thunginus(裁判長)の指揮のもと、(出席義務を有する)自由人の立ち合い(=裁判協力義務)の中で解

決された。トゥンギヌスによってあらかじめ選ばれた七人のラヒンブルゲン rachinburgen(判決発見人)の中の一人が判決を提案し、立合人の全員がこれを承認するか、拒否するかした(論議あり)。

インムニテート領域内においてはインムニテート権者が、あるいはその官職保有者(後になると通常は一名のアドウォカトゥス advocatus「フォークト Vogt(守護)」)が審理を指揮した。このほか特定の人物が訴訟当事者となったり、特定の事件(例えば法の拒否)が起ったときには国王が、後にはプファルツグラーフ Pfalzgraf(宮中伯)が親裁した。国王はこのほかにも、あらゆる事件を自己の裁判に移すことができ、ある場合には訴訟が継続中であっても控訴させ(異議権)、その際、議論の余地のある見解に従えば、純粹に衡平によって解決せしめた。

後になると、より強化された国王の地位とキリスト教の諸觀念とは訴訟手続に影響を及ぼすようになった。訴訟は間もなく、屋根のある場所(法廷)でも行われるようになった。そのうえ、訴求者による私的な召喚(manitio)にかわって訴訟指揮者が召喚(bannito)を行うようになった。訴訟指揮者は訴求者の相手方に対し、答弁することや、判決を履行することも命じた。さらに訴訟指揮者は自ら判決提案を求め、宣誓

補助人や証人を召喚した。法（権利）を追求する者の行動は、（訴訟指揮者の側にひかえている相手方を）訴える *klagen* と言い表わされ、訴訟指揮者の任務は *rithen* (*corrigere* 「正す、不正を正しくする」)、*Richter* (裁判官)、*Gericht* (裁判) と記された。証明は通常、権利として帰する、非難を受けた者（被告）の側の仕事であり、今やほとんど裁判所において行われるようになったが、その際、宣誓補助人による形式的証明の仕事は一層加重され、キリスト教の思想が導入され（福音書、祭壇、聖遺物に基づく宣誓、神判としての十字架証明⁽¹⁾）、また証書 (*Bouchbrief*) による証明が採用されるようになった。このほか、*グラーフ* と下級の官職保有者がフランク時代初期のトウングヌス押し除けるようになり、またカール大帝は、七七〇年から七八〇年の間に、裁判所ごとに七人の宣誓義務を負う審判人 *Schiffen* (*scabini*) を選定し、かれらにのみ判決提案の任務を課した。その際かれはまた、参加義務のある裁判集会の回数を年三回に減らした。

上級の裁判官への上訴は、はじまりつつあったように思われる。以前には勝手に行うことができた、判決（判決履行の約束）の実現（執行）のための差押えは裁判官の許可を条件とするか、あるいは全く官職保有者に委ねられるようになった。差押えは動産や人のほかに、土地にも及びうるようになった。

債務者は賠償しなければ、権利の喪失をまねいた。特別な訴訟には、例外的な規則が適用された。

窃盗の現行犯において、殺害権と（犯人の）証明手段の制限は存続した。窃盗犯人を捕縛するために、そのあとを追うことが許された（追跡 *Spurfolge*）。盗品がその後によりやく発見された場合、盗み取られた者はその盗品に手をかけること（*アネフアング* *Anefang* 「掴むこと」）ができた。アネフアングのあと相手方は、当該の物を直ちに失いたくなければ、それをひとまず自己の手元に収めておき、裁判においてそれを防衛する旨約束しなければならなかった。

すでにメロヴィング時代に行われていた、特定の犯行に対する公的追及の手続を受け継いで、カロリング時代に訊問手続が成立した。この手続においては信頼に価する人々が、かれらの知った不法行為を通告する義務を宣誓によって負わされた（弾劾手続）。恐らくキリスト教の影響によるものと思われるが、国王の面前での訴訟において、由あって出頭できなくなった場合 (*echte Not* 「真にやむをえざる事情」) の場合、第三者を代理に立てることができた。

司教は特定の事件に関して独自の裁判権を主張した。

不法が生じた場合、全体の利益への配慮が強まり、その結果刑罰の範囲は拡大した。その際一般的に言って、主観的側面がかなり考慮されはじめた（意思→とりわけ正当防衛の萌芽）。結果が企図されなかった場合、緩和された法的効果でよしとされた。逆に、婦人もまた刑罰を課せられるようになったが、未成年者は引き続き刑罰の対象から除外された。

新たな犯罰構成要件として国王に対する攻撃（例えば、国王に対する反逆罪）、キリスト教に対する攻撃（例えば、教会に対する窃盗、魔術、墓荒し）が登場した。

法的効果においては、死刑がその科せられるべき犯罪（もとよりその一部は身請可能であったが）において一つ一つ増加していった（例えば、八〇〇年頃のザクセン）。死刑のほか、たぶん平和喪失刑（アハト Acht II 迫害、権利喪失宣言。とくに現行犯逮捕において科せられた）、追放刑、財産の破壊ないし没収刑、身体切断刑、剃髪刑、苔刑（ないし烙印刑）があり、ごくまれに罰金刑、自由剥奪刑、名誉剥奪刑が科せられたと推測される。このほか国王は犯罪者から恩寵を取り上げることができた。

III 私法領域

1 人

法史学（第二版）(5)（ゲルハルト・ケエブラー）

メロヴィング朝とカロリング朝の人民法に従えば、完全な権利能力を有したものは自由人であった。貴族は、しだいに自由人の上に立つようになった。自由人の下には、実に様々な不自由人、解放自由人がいた。

不自由人（*frank*（奴隸））がどの程度物として扱われたかについては、はつきりしない。いずれにしてもいくつかの人民法は、不自由人の殺害を自由人の殺害に並置して規定している。六世紀以降教会は不自由人に対する主人の殺害権を排除しようと努力し、また十世紀になると不自由人間の婚姻を無条件で承認した。

解放は、ローマ法的方式に従って（教会における解放、証書による解放）、もしくはゲルマン固有的方式に従って（貨幣投げ *denariatio*、この方式においては国王もしくは不自由人の主人が自己の手から、人頭税を象徴するために用いられた貨幣を受益者たる不自由人に投げつけた）なされた。解放自由人は、不自由人と比較すれば自由であったが、自由人と比較すれば解放された不自由人にすぎなかった。

外国人は、原則としていぜん無権利であった。子供、婦人、奴婢は家父のムントに服した。

ムントは（生存に堪えうる）子供にあつては、その出生とともに発生したが、それと並ぶ家への特別な収容行為は、

(もはや)きわめてわずかしが証明されない。子供に対するムントは、これらの家共同体からの離脱(息子の相続分与、娘の結婚)まで続いた。このほか成年の期日が確定されるようになり(アンゲルザクセン人にあつては十歳、サリー人にあつては十二歳、リプアリア人にあつては十五歳、そのことから若干の制限が出てきた。例えば、子供は、以前になした行為を(成年に到達して後に)撤回することができた。妻に対するムントはゆるみはじめた。

結婚外の男女の結合をすべて禁止する教会の影響の下に、すべての庶出子の地位は悪化した。庶出子は父に対する相続権を失った。とはいふもののカロリング時代にはまだ、庶出子が国王になることがあつた。

家長がいな場合、未成年の息子、未婚の娘は、成年に達するまで、あるいは結婚するまで後見人をもつた。

後見人となつたのは、最近親の男性血族、剣親であつた。それに比べ、血族団体の総体が後見に対してもつ意義は薄れていった。カロリング朝になると、寡婦や孤児を特別に保護すべきであるというキリスト教の掟を根拠に国王の一種の上級後見権が現われ、後見人の監督に役立てられた。

後見人は、とりわけ自己のための用益権を有することを条件として被後見人の財産を管理し、後見終了に際しそれを

被後見人に引渡さなければならなかつた。後見人が自由に処分できたのは、動産だけであつた。

父を亡くした息子は、成人するとともに完全な独立性を獲得した。

2 婚姻

a 婚姻は、一〇〇〇年頃からEhe(婚姻)という言葉によつても表記されるようになり、また教会の觀念、すなわち夫婦は分かちがたく結合して、完全なる肉体的・精神的生活共同体をなしており、その中では夫が長であるという觀念の影響を受けた。しかし婚姻の成立には、いぜん様々な形式があつた。

契約婚が婚姻の主たる形式であつた。契約婚においては、今や婚姻と実行為は一層あいだを置いてなされるようになった。婚姻に際しては、契約締結を象徵するようものが支払われるだけだすむようになり、それによつて嫁女に対する一種の要求権が設定された。実行為は、嫁女引渡や嫁迎え(嫁運び)によつてなされた。娘の掠奪においては、今やたいていの場合返還が要求されるようになった。そうでない場合には、合意の誘拐におけるのと同様、事後的にムントが獲得されなければならなかつた。このほか男女の

合意に基づく非ムント婚が可能であり、それは女性の地位

をかなり自由にするものであった。婚礼の夜の翌朝、夫が妻に贈物（モルゲンガーベ Morgengabe）を手渡したり、約束したりする慣行は、恐らく非ムント婚において発展したと考えられる。フランク時代には男の自由人と女の不自由人との内縁関係も婚姻と見なされるようになった。

b フランク時代以降、婚姻の無効を来たす婚姻障害の数は、キリスト教の影響の下に増加した（教会は血族、姻族、名親の婚姻の禁止、一夫多妻の禁止、貞操の誓を広め、根拠づけた）。

c 離婚による婚姻の解消は、教会によつて（新約聖書、コリント人への第一の手紙、第七章三九以下を根拠に）八世紀以降、とくに八二九年からは強く禁止された。

d 妻が持参した財産、その他妻に帰属する財産（嫁資、新郎から嫁女のムント権者に与えられ、嫁女のムント権者からさらに嫁女に付与された贈物 [ドス dos「ヴィットウム Witum」、ムントシャッツ Muntschatz」、これには今や一部は土地も含まれた」、モルゲンガーベ）は夫によつて管理された。このように、夫の統一的管理下にありながら財産分割制がしかれていたが、これと並んで、フランク人やヴェストファーレン人の下では、婚姻期間中に獲得された財産に対する共同制（財産共

同制）が見られた。

3 相続

a 家父の死去に際して、その財産は家の成員（血族）に、息子、娘、父、母、兄弟、姉妹の順で相続されたが、六世紀のフランク人の下では土地は男性血族にのみ帰属し、男性血族がいなかった場合には隣人の手に渡った。孫は、血筋を伝えるかれらの父母が（被相続人たる家父よりも）先に死んでいる場合でも（家の成員としての相続から）排除され、親等によつて規定されたその他の血族としてののみ相続に与つた（ただし、フランク人の下では五九六年に、ザクセン人の下では九三八年に例外事例がある）。寡婦は、相続分割がなされるまで子供たちとともに居住し、財産を利用した（共住権 *Beistand*）。妻の死に際しては、その財産は婚姻による子供がいるならば、かれらに帰属したが、そうでなければ元来の権利者に復帰した。

b テューリッゲン人の人民法によれば、以上の相続方法とは異なり（ヘルゲヴェーテ（武装品）は、いわば特定相続により最近親の男性血族（剣親）に、妻のゲラーデ（家財道具）は最近親の女性血族に渡った。このほか夫は、「妻の死に際しては」妻に与えたモルゲンガーベを取戻した）。

c 一子分もしくは財産の一部分を自由分として自己の死のために教会に寄進することができるといふ考えは、教会の影響の下に広まっていた (donatio post obitum「死後の寄進」, donatio reservato usufructu「用益権を留保した寄進」)。このほか相続人のいない者は、一種の養子縁組の形で自己の選んだ相続人を設定することができた(フランク人のアファートルニー Affatome, ランゴバルト人の gairethinx「槍契約」¹²)。遺言は、古代の伝統を継承する形でいくまれに行われたように思われる。

4 物権

a 物権については、物の個々人への帰属が一層強まった。とりわけ、数多くの証書が示しているように、土地を第三者に譲渡することができるようになった。その場合譲渡人は相続法上の自由分の範囲内においては単独で行為したが、それ以外においては将来の相続人の同意を必要とした。きわめて広大な土地所有が出現し、それによって個々の地片への権利者の人的な、生計上の結びつきが断たれたこと、また教会が物の獲得——それは古代から教会にとって自明のことであったが——に関心を寄せたことが、このような自由分の起因であったとはいわないまでも、その成

立に有利に作用したように思われる。しかも個々の教会さえ、権利取得の対象となりえた(私有教会)。

土地(不動産)の譲渡の方法については問題が残されている。

支配的な見解に従えば、所有権の移転 (gola, traditio, それは土くれと手袋といったような土地の一部分と支配の象徴物の引渡しのもとに行われた) と占有の明渡し (investitura, siveida, それは法形式的な、すなわち象徴的な仕方では杖もしくは薬を引渡すことによつてなされた) とに関し譲渡者と取得者の間で合意が結ばれることが必要であったという。しかしこの説は、次の理由からして疑わしい。すなわち、investitura (ケヴェーレ) の概念が史料上確認されるのは、ようやく八世紀末以降のことであり、その際、財産を身に付けさせる (vestire「着せる」)(中世ラテン語では、物の占有を移転するという意味もある) という、なんとも抽象的・象徴的観念はラテン教会用語(テルトリアヌス)に由来するといふことが証明される¹³。さらに史料においては、一体何が traditio であり、何がそれと区別されたインヴェステイトール Investitur であるのかもきわめてあいまいなのである。中世初期といつてもかなり後になってはじめて、インヴェステイトールが財産の譲渡の特別な形式(レーエ

ンの場合には槍、旗、杖などの引渡し、教会においては鍵の引渡しを指す概念として、ゲヴェーレが財産を「着せられてゐる」という特別な状態を意味する概念として一般に使われるようになったと思われる。

裁判集会において譲渡をなすことは可能であり、それは証明の信頼性を高めるものであった。さらに国王の面前での訴訟においては、訴訟の相手方に、かれの敗訴判決がでた場合、係争の土地を即座に引渡すか譲渡することを強制でき、それについて交付される国王証書は不可争であつたから、国王証書を獲得するために譲渡につながるような仮装訴訟も行われた。仮装訴訟においては、将来の取得者が土地に対する権利を偽つて主張し、真の権利者はそれに抗弁しないのである。この慣行は、のちには下級の裁判官の面前でも行われるようになった。

譲渡行為そのものは、譲渡者の行為と取得者の行為によつて構成された。もともと一方が実際に土地から去り(exire「出て行く」、それに続いて他方が土地に入り込んだ。後になると象徴的な、あるいは口頭の行為(se eximium dicere「出て行つたと明言する」)だけで済むようになった。権利者による取得のほかに、無主物の先占もまだ意味を有していたが、土地については結局国王の支配要求権(土地レガ

ール(土地に対する国王専権))によつて排除され、続いて開墾もまた、国王の承認に依存せしめられた。

同様にして国王はやがて航行可能な河川、鉱山、狩猟、漁獵に対しても支配権を主張するようになった。

b 非定着物(動産)については、その返却請求に特殊なきまりがあつた。

他人に動産を譲渡した者が当該の動産の返却を請求できたのは、被譲渡者本人からだけであり、第三者からは返却を請求できなかった。物を奪い取られた場合には追跡とアフティングによつて、暴力的に把持している者に対し当該の物を要求することができた。

c 巨大な土地所有(荘園)の発展および古代の伝統のおかげもあつて、他人の土地に対する制限物権が形成された。その中で最も重要なものは、precaria(プレカリア、請願貸与(借地))である。

プレカリアにおいては、土地は一定期間を限つたり、いつでも貸与を撤回しうることを条件に、また一人の人間の生涯や複数の人間の生涯にわたつて、あるいはそもそも期間を限らず世襲的に与えられた。プレカリアは貸与者の土地から成立つことも(precaria data「貸与プレカリア」、借地人の土地から成立つことも(precaria oblata「申込みプ

レカリア」、あるいは両者それぞれの土地から成立つことも (precaria remuneratoria「報酬プレカリア」) あつた。通常プレカリアからは、その代償として貢租、夫役あるいは土地が提供されねばならなかつた。

d 担保として土地も徐々に提供されるようになった。

5 債權

a 不法行為(殺人、身体傷害、名誉毀損、窃盜、強盜、放火)が起つた場合について見ると、恐らく王權およびキリスト教の地位が強化された結果であると思われるのであるが、民法の中に公定贖罪金の体系とでもいうべきものが認められるようになる (compositio, emendatio「賠償」) とりわけヴェアゲルト Wergeld (人命金) ↓ 贖罪金制度 Kompositionssystem)。この公定贖罪金は、明らかに復讐やフェーデを抑制する意図で作られたものであつた。同時に、不法行為の主觀的側面がかなり考慮されるようになった。惹起された結果が企図されたものでなかつた場合には、未成年者の不法行為の場合と同様、もたらされる法的効果は緩和された。逆に未遂は、その意図が歴然たるものであることが明らかであれば(例えば、殺害の意図で放たれた矢が射ち損じた場合)、それだけでも法的効果がもたらされた。

法的効果において最も重要なものは、殺人事件のために定められた贖罪金 (wergeld ≡ 人命金) である。それはフランク人自由人 (ingenus) の場合二〇〇シリング (solidi) であり、そのうち三分の一は平和金として国王に帰し、三分の二は血族の取分であつた (なおリプアリア法典に従えば、二シリングは牛一頭に相当した)。このほか古代末期におけるのと同様、客体の評価額を四倍にして、あるいは客体の評価額そのものを贖罪金として請求することもできた。

b 人口が増加し、分業が進み、市場經濟への順応がはじまつたことにより、不法行為を原因としない債務も増大した。その際、要物契約と方式契約のほかに手附契約も現われるようになった。手附契約においては、現物の給付の代りに一部の給付もしくは象徴的給付 (arraha「手附金」) がなされ、その受領によつてなにかの義務が設定された。売買、交換、貸与はまだ物權法上の現実行為として処理されていた。

c 債務の不履行は法の拒否であつた。しかし、それによつて侵害された者はしだいに自力救済に訴えることができなくなり、公的な訴訟を行わなければならないようになった。弁済義務のある者が担保を設定したり、人質や証人を立てることは、いぜん可能であつた。

- (1) パウルス・デア・コヌス(七二〇頃―九七頃) カロリン
グ・ルネッサンスの代表的歴史家。イタリア・ロンバルデ
イ出身。ベネディクト会修道士。『ローマ史』、『ランゴ
バルド史』を著わし、カール大帝の宮廷学校で活躍した。
- (2) アインハルト(七七〇頃―八四〇・三一四) カロリン
グ・ルネッサンスの代表的歴史家。東フランク(ドイツ)・
マインガウ出身。アルクインの弟子で友人。カール大帝の
宮廷に迎えられ、賢明と学識によって大帝の信任を受け
た。主著『カール大帝伝』は史書、文学作品として高く評
価された。
- (3) ノートカー・フォン・ザンクトガレン(九五〇頃―一〇
二二・六・二九) スイスのベネディクト会士。ザンクトガ
レン修道院付属学校に生徒として入学し、後に教師とな
った。学殖豊かな哲学者・神学者で、講義のためにギリシ
ア・ローマの著作をドイツ語に翻訳し、生徒に理解させよ
うとした。
- (4) 王(帝)国会議 フランク王国とドイツ王国(後のいわ
ゆる神聖ローマ帝国)において国王は重要な問題につい
て、国内の有力者に諮問すべく任意に開催した会議。やが
てその会議は恒常化し帝国議会となる。一三五六年の金
印勅書はその成文化である。
- (5) 宗教会議 使徒の会合に起源を発する聖職者の会議。
地域ごとの会議と、皇帝あるいはローマ教皇によって召
集される全キリスト教界の総会があった。歴史的に重要
なのは後者。
- (6) 贖罪規定書 懺悔礼の執行規則、ひとつひとつの罪に
ついて告知されるべき贖罪を記したものの。六一二世紀、
とくにアイルランド、アングロサクソンおよびフランス
の教会において、宗教会議の決定に基づいて多数の贖罪
規定書が作成された。
- (7) *charta* 「行為証書」 法律行為を記したもの。通常、第
一人称現在形で書かれる。
- (8) *notitia* 「証明証書」 法律行為を証明したもの。通常、
第三人称過去ないし完了形で書かれる。
- (9) ヘリアント *Heliant* 九世紀ザクセンの宗教的叙事
詩。ヘリアントは救世主の意味。
- (10) 塗油 身体に油を塗ること。旧約の昔から王や祭司、預
言者に神聖性を付与するために塗油を施す習わしがあ
り、カトリック教会に受け継がれた。またカトリック教会
には死期に近づいた者に清めのために施す塗油(終油)が
ある。
- (11) 十字架証明 両当事者が手を広げて十字架の前にた
ち、先に手をおろしたり、立つていらなくなつた方が証
明に破れたものとみなされた。
- (12) フランク人のもとでは元来、被相続人は受託者をたて、
相続人に指定した人に財産を譲与した。アフアトミ
affatonomie (ad + *fatum*) とは、ある人を最狭の相続人圏
(*fatum* → *fadiman*) に収容するという意味の、ラテン語
に変形されたゲルマン語である。
- (13) *Garethinx* は本来、ランゴバルト人が槍(*be*)で武装
して参集した裁判集会を指す言葉であったが、転じてこ
の裁判集会でおこなわれる諸行為、とりわけ死因処分を

意味するようになった。被相続人は裁判所で最初まず槍をある証人に手交し、この証人がこの槍を改めて相続人たるべき人に手交した（ミッタイス著、世良・広中訳『ドイツ私法概説』）。

（14） 教父テルトゥリアヌス（一五〇／＼一六〇―一二〇以降）は、肉体の死によって生命の衣がはがれ、靈魂の不滅によって再び生命の衣が着せられる、というような表現を用いている。

【後記】 今回の翻訳は主として、小倉欣一（東洋大学）と千葉徳夫（明治大学）が担当した。